

## 静岡文化芸術大学交流留学生奨励金の給付に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、本学と諸外国との相互理解及び平和友好を増進することを目的とし、交流協定を締結した外国の大学に静岡文化芸術大学から留学する学生（以下「交流留学生」という。）の修学環境を整備し、交流留学生奨励金（以下「奨励金」という。）を給付するために、定めるものである。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、交流協定に基づき本学及び留学先大学、双方の授業料を負担する交流留学生に適用する。

### (奨励金の給付額)

第3条 前条第1項の交流留学生に対して、留学期間に応じ、本学に納入された授業料相当額を奨励金として給付することができる。

### (申請及び承認)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、静岡文化芸術大学交流留学生奨励金申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に必要な書類を添えて、原則として、交流留学生に決定してから1カ月以内に理事長に申請しなければならない。

2 理事長は前項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、申請者あて奨励金給付決定通知書（様式第2号）により、審査結果を通知するものとする。

### (奨励金の給付方法)

第5条 奨励金の給付の方法は、原則として留学期間の最後の月に給付するものとする。

### (給付の打ち切り)

第6条 理事長は、奨励金の給付を受けている交流留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その奨励金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見された場合
- (2) 学則48条の規定により懲戒の処分を受けた場合
- (3) 奨励金給付の事由に該当しなくなった場合

### (奨励金の返納)

第7条 理事長は、奨励金の給付後において、前条に定める事由が生じていたことが判明した場合には、やむを得ない事情と認められる場合を除き、既に給付した奨励金の全部又は一部を返納させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する

附則 この改正は、令和4年4月1日から施行する。